

利用の留意事項

- 1 テント等を設置する場合は、事前に管理事務所へ報告し承認を得てください。
- 2 テント等仮設物の許可（愛知県許認可）を受けた場合の設置管理に関しては、安全に十分注意すること。
- 3 天候の都合等やむを得ない事情による利用中止や予備日で使用をしない場合は、速やかに管理事務所へ連絡してください。
- 4 一般の来園者に迷惑のかかることのないよう必要な措置を講ずること。
- 5 公園施設に損害を与えないように十分に注意すること。万一損害を与えた場合は直ちに公園管理事務所へ届け出て、その指示に従ってください。
- 6 不誠実な行為があった場合には、施設利用及び優先利用を取り消す場合があります。
- 7 公園内では火気の使用を禁止しています。
- 8 車両を公園内に乗り入れる場合は、事前に管理事務所長に申請し許可を得てください。
- 9 利用終了後は整備もしくは原形復旧をし、ゴミ等は必ず持ち帰ること。
- 10 当日の利用責任者の所在を管理事務所へ報告し、連絡を取れるようにしてください。
- 11 その他必要な事項は、管理事務所の指示に従ってください。
- 12 **子ども森の斜面遊具は、小学生高学年以上が対象になっています。**